

Q 社協ってなに？

安心して住みなれた場所で過ごしたい！地域福祉をもっと充実させたい！そんな願いを地域に住む皆さんが力を少しずつ出し合い、実現することを目的に作られている組織です。正式には社会福祉協議会といいますが、略して「社協」とも呼びます。社会福祉に関する法律にも規定された組織です。(社会福祉法第109条等) 幸区では、幸区社協とさらに身近な7つの地区社協が事業を行っています。

Q どんな人がこの会に入るの？

区内で社会福祉に関わる事業や活動を行っている団体・グループが会員になれます。このほかに賛助会員制度があります。

- 会員の構成
- | | | | |
|-------|---------------|--------|-----------|
| 第1種会員 | 行政関係 | 第8種会員 | 区保護司会 |
| 第4種会員 | 地区町内会連合会 | 第9種会員 | 当事者団体 |
| 第5種会員 | 地区社会福祉協議会 | 第10種会員 | ボランティア団体 |
| 第6種会員 | 公立・民間社会福祉施設 | 第11種会員 | 福祉関係団体・機関 |
| 第7種会員 | 地区民生委員児童委員協議会 | 第12種会員 | 学識経験者 |
- ※第2種会員と第3種会員は川崎市社会福祉協議会のための種別となります。

Q 賛助会員制度ってなに？

区社協や地区社協が行う事業に賛同し、資金面で社協の活動を支援する会員のことです。

- 個人でも、企業・団体でも加入できます。
- 会費は年額1口1,000円から、何口でもお申込みいただけます。
- 7つの地区社協では次のような事業に活用させていただいています。
 - ・高齢者ふれあい会食会
 - ・高齢者のミニデイケア/いきいきサロン
 - ・障害者リハビリ教室
 - ・地区社協の広報紙づくり
 - ・介護講習会や健康講座 など

Q 幸区社協事業の財源は？

- 会費……………社協会員からの会費
- 賛助会費……………賛助会員からの会費
- 共同募金配分金……………神奈川県共同募金会からの配分金
- 市社協交付金……………川崎市、神奈川県社会福祉協議会からの委託費
指定管理者制度に基づく川崎市からの指定管理料
- 寄附金……………社協に寄せられる寄附

毎年、1年間の収支を広報紙「幸区の社会福祉」と区社協ホームページで報告しています。

利用案内

■ 福祉パルさいわい

地域福祉活動の推進を図る総合拠点施設です。

- 開館日 月～土曜日 8時30分～17時(火・金は21時まで)
第1・第3日曜日(利用日の10日前までに申込があった場合のみ)
- 休館日 第2・第4・第5日曜日、祝日、年末年始

■ 幸区あんしんセンター

- 業務日時 月～金曜日 8時30分～17時
- 休業日 土曜日・日曜日・祝日、年末年始

■ さいわい健康福祉プラザ(老人福祉センター)

市内在住60歳以上の方が利用できる施設です。

- 開館日 月～土曜日 9時～16時
- 休館日 日曜日、年末年始、祝日(敬老の日を除く)

■ さいわい訪問介護支援事業所

- 営業日時 月～金曜日 8時30分～17時
- 休業日 土曜日・日曜日・祝日、年末年始

	ホールA・B			ボランティアコーナー	印刷室
利用時間	【午前】 9時～12時	【午後】 13時～16時30分	【夜間】 17時～20時50分 <small>※夜間は(火)・(金)のみ</small>	上記 福祉パルさいわいの開館時間内	
定員	60名(ホールA36名、ホールB24名)			12名	
申込方法	予約制 3ヶ月前の午前9時より先着順に電話あるいは来所にて受付、申請書を提出。 第1・第3日曜日の利用は、利用日の10日前まで受付します。			当日先着順 事務所の窓口にお声をかけて下さい。	

※印刷室には、印刷機(有料)・大型プリンター(有料)があります。
 ※幸区で福祉活動をしている団体・個人の方がご利用いただけます。
 ※政治、宗教、営利活動では利用できません。